

令和 6 年

ふれあい通信

第 10 号

10月 17日



夕暮れ時の交通事故防止

令和元年から令和5年の5年間における全国の死亡事故発生状況を分析したところ、

- ・死亡事故は、一日の中で **17 時台~19 時台**において最も多く発生している。
- ・薄暮時間帯における死亡事故を見てみると、7月以降は増加傾向に転じ、特に**10月~12月**にかけて最も多く発生している。
- ・「自動車対歩行者」死亡事故の時間当たりの発生件数は、昼間と比べて薄暮時間帯は**約3.3倍**。

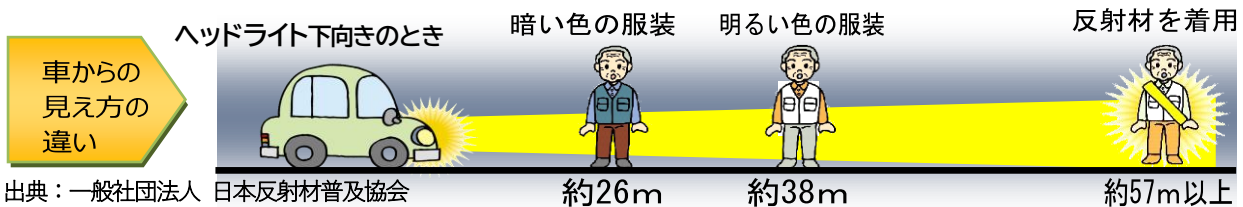
ということが明らかとなりました。

(注)・「薄暮時間帯」とは、日の入り時刻の前後1時間をいう(日の入り時刻は、各都道府県の都道府県庁所在地(北海道は各方面本部所在地を含む。))の国立天文台天文情報センター暦計算室の計算による日の入り時刻による。以下同じ。



薄暮時間帯は死亡事故が起きやすいんだな。歩行者はどんな対策をすればいいのかな？

秋からは急に日の入りが早くなるので、視界が悪くなり見えにくくなります。
これからの時期は、**自分の存在を周りに知らせる工夫**をしてください。



歩行者や自転車利用者は、「**車は急に止まらない**」ということを認識し、夕暮れ夜間はドライバーなどから発見されやすいよう、次のようにしましょう。

☆白や黄色などの**明るい色の服装**を着用する

☆かばんや靴、自転車や電動車いすなどに**反射材**をつける

☆**懐中電灯**を携帯する

前照灯はロービームとハイビームの切り替えを



歩行者が見えにくい... ハイビームは歩行者が見えやすい

周囲が暗くなったら、対向車がない場合は、前照灯をハイビームにしましょう。

ハイビームにすることで、より遠くの人や物が早く発見でき、交通事故を避けることができます。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。
滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp